

熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項について

1 自治運営の基本原則に関すること

- ・ 情報共有、参画、協働の取り組みの検証・報告について

2 自治基本条例の見直しに関すること

- ・ 自治基本条例第 39 条に定める見直しにかかる項目と内容についての協議・答申（平成 25 年 3 月までに答申）

【委員会の所掌事務】

委員会は、市長の諮問に応じ、自治運営の基本原則に関すること及び自治基本条例の見直しに関することについて、調査・審議を行う。

※参考 熊本市自治基本条例（抜粋）

（自治運営の基本原則）

第 4 条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

（自治推進委員会）

第 37 条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。
- 4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

（条例の見直し）

第 39 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

※参考 市民参画と協働の推進条例（抜粋）

第 5 章 市民参画と協働の検証

第 22 条 市長等は、市民参画と協働の取組に関し進行状況の管理を行うとともに、当該取組の結果を毎年度第 8 条の規定に準じて公表するものとする。

- 2 市長等は、市民参画と協働の取組を検証し、その結果を第 8 条の規定に準じて公表するものとする。